

一般社団法人 富山県社会福祉士会
第17回 定時社員総会

議案資料集

日時 2025年5月31日（土）14：00～

場所 富山県民会館 会議室301

一般社団法人 富山県社会福祉士会

第 1 7 回 定時社員総会 次第

- 1 開 会 の 辞
- 2 会 長 挨 拶
- 3 議 長 選 出
- 4 議事録署名人選出
- 5 審 議 事 項
 - 第 1 号議案 2024 年度事業報告
 - 第 2 号議案 2024 年度収支決算
 - 第 3 号議案 役員改選
- 6 そ の 他
- 7 議 長 退 任
- 8 閉 会 の 辞

第 1 号議案 2024 年度事業報告

1 法人運営 総務委員会

(1) 会員数 (2025 年 3 月 31 日現在)

498 名

(2) 総会の開催

①定時社員総会 (第 16 回)

日 時 : 2024 年 5 月 25 日 14 : 00 ~ 14 : 30

会 場 : 富山県民会館会議室 301

②臨時社員総会

日 時 : 2025 年 3 月 25 日 19 : 30 ~ 20 : 10

会 場 : 富山県民会館会議室 702

(3) 理事会の開催 計 10 回

①開催日 2024 年 4 月 18 日、5 月 25 日、6 月 20 日、8 月 22 日、9 月 26 日、
10 月 24 日、11 月 28 日、1 月 30 日、2 月 20 日◎、3 月 25 日

(※◎はオンライン開催日)

②制定・改正された規程等 (参考資料 2)

- ・一般社団法人富山県社会福祉士会文書取扱規程
2024 年 9 月 27 日制定

(4) 国家試験対策

2024 年度社会福祉士全国統一模擬試験を実施

開催日 : 2024 年 10 月 6 日

会 場 : 株式会社富山県総合情報センター

受験者数 : 64 名

(5) 会報「鰯おこし」の発行

第 113 号 ~ 第 115 号 計 3 号発行

(6) 各種大会・研修会・会議などの出席(オンライン開催含む)

①【富山県社会福祉士会として出席した会議等】

月 日	各種大会・研修会・会議等	主催者等	出席者
2024 年 4 月 26 日	富山県福祉・介護職員合同入職式 2024	富山県社会福祉協 議会	中山光明
5 月 9 日	第 74 回社会を明るくする運動富山県推進 委員会会議	富山県推進委員会	原田恭輔
5 月 28 日	富山県いじめ問題対策連絡会議	富山県	清水剛志
6 月 15 日	日本社会福祉士会通常総会	日本社会福祉士会	清水剛志

月 日	各種大会・研修会・会議等	主催者等	出席者
6月20日	第1回定時評議員会	富山県精神保健福祉協会	清水剛志
6月22日・23日	第32回日本社会福祉士会全国大会 社会福祉士学会栃木大会	日本社会福祉士会 栃木県社会福祉士会	岡本達也 原田恭輔
6月26日	第1回評議員会	富山県社会福祉協議会	清水剛志
7月12日	高岡市いじめ問題対策連絡協議会	高岡市教育委員会	中山光明
7月12日	第1回氷見市いじめ問題専門家委員会	氷見市教育委員会	清水剛志
7月24日	社会福祉施設・団体正副会長連絡会議	富山県社会福祉協議会	清水剛志 岡本達也
7月28日	第1回都道府県ぱあとなあ連絡協議会 (オンライン)	日本社会福祉士会	酒井誠 岩崎久憲 相山馨 永野美江 石坂留美氏
8月1日	富山市成年後見推進協議会	富山市社会福祉協議会	岩崎久憲
9月7日・8日	都道府県社会福祉士会正副会長会議	日本社会福祉士会	清水剛志
9月29日	富山県総合防災訓練	富山県	清水剛志 原田恭輔
11月4日	介護の日フェスティバル	介護の日実行委員会	中山光明 片岡慎也
11月10日	第2回都道府県ぱあとなあ連絡協議会	日本社会福祉士会	岩崎久憲
11月29日	射水市障がい者虐待防止ネットワーク会議及び射水市障がい者差別解消支援地域協議会	射水市	野村幸伸
11月30日	司法福祉全国研究集会	日本社会福祉士会	根津敦氏 西田知大氏
12月1日	司法福祉担当者会議	日本社会福祉士会	西田知大氏
12月16日	外部評価委員会	富山国際大学	清水剛志
2025年 1月17日	富山県福祉カレッジ研修カリキュラム検討分科会	富山県社会福祉協議会	中山光明
1月24日	家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会	富山家庭裁判所	酒井誠 岡本達也
1月30日	富山県福祉カレッジ運営委員会、富山県福祉人材センター運営委員会	富山県社会福祉協議会	清水剛志
2月5日	事務局代表者会議	日本社会福祉士会	岡本達也
2月6日	氷見市いじめ問題専門家委員会	氷見市教育委員会	清水剛志
2月12日	高岡市いじめ問題対策連絡協議会	高岡市教育委員会	中山光明
2月12日	富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会	富山県	酒井誠

月 日	各種大会・研修会・会議等	主催者等	出席者
3月6日	災害時協定締結機関との意見交換会	富山市	清水剛志
3月14日	呉西地区成年後見センター 成年後見推進委員会	高岡市社会福祉協 議会	永野美江
3月15日	日本社会福祉士会臨時総会	日本社会福祉士会	清水剛志
3月17日	滑川市成年後見サポートセンター協議会	滑川市	萩原美紀子
3月19日	呉西地区成年後見センター 運営適正委員会	高岡市社会福祉協 議会	長守信子氏
3月27日	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協 議会	富山県災害福祉広 域支援ネットワー ク協議会	岡本達也
3月29日	第5回虐待対応専門職チーム経験交流会	日本社会福祉士会	酒井誠 相山馨 石坂留美氏

②【推薦研修として参加】

月 日	事業内容	主催者	出席者
2024年 4月14日	高齢者虐待対応現任者標準研修説明会・ 講師予定者研修	日本社会福祉士会	相山馨 萩原美紀子 石丸肇美氏
11月23日	倫理綱領・行動規範講師養成研修	日本社会福祉士会	岡本達也
12月12日	都道府県・自治体支援に向けた連続勉強 会 第2回勉強会	日本社会福祉士会	酒井誠 相山馨 岩崎久憲

③その他富山県社会福祉士会として出席した会議・委員会等

射水市障害者虐待防止ネットワーク会議
射水市障害者差別解消支援地域協議会
富山県障害者介護給付費等不服審査会
一般社団法人富山県介護支援専門員協会理事
富山市社会福祉協議会 受任調整会議

(7) 役員体制

①役員体制

(任期 2023 年度～2024 年度)

役職名	氏 名	所 属
会長（代表理事）	清 水 剛 志	しみず社会福祉士事務所
副会長（理事）	中 山 光 明	医療法人社団桑山会 長寿苑
副会長（理事）	酒 井 誠	一般社団法人ゆい社会福祉士共同事務所
理事	相 山 馨	富山国際大学
理事	岩 崎 久 憲	まるまる居宅介護支援事業所
理事	浦 本 容 子	とも社会福祉士事務所
理事	岡 本 達 也	一般社団法人富山県社会福祉士会
理事	片 岡 慎 也	オフィスカタオカ合同会社 かたおかケアマネジャー事務所
理事	後 平 智 孝	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
理事	永 野 美 江	一般社団法人ときわ社会福祉士共同事務所
理事	野 村 幸 伸	社会福祉法人戸出福祉会 だいが苑
理事	萩 原 美紀子	かみいち総合病院
理事	原 田 恭 輔	社会福祉法人あしつき あしつきふれあいの郷

(任期 2021 年度～2024 年度)

監事	岡 本 久 子	社会福祉法人くるみ
監事	寺 岡 栄 一	社会福祉法人射水福祉会

②事務局体制

場 所：富山福祉短期大学内（富山県射水市三ヶ 579）

対応時間：10：00～15：00（月～金曜日）

職員体制：事務局員 2 名

(8) その他

①公益社団法人日本社会福祉士会 理事 岡本 達也

(任期：2023 年通常総会から 2025 年通常総会まで)

2 生涯研修委員会

(1) 基礎研修の開催

公益社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度における『基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）』を開催した。座学の講義部分は日本社会福祉士会の e-ラーニング講座で実施した。集合研修で行う演習部分については、基礎研修Ⅰは会場参加型で、基礎研修Ⅱは会場参加型とオンラインで、基礎研修Ⅲはオンラインで開催した。オンライン開催に際して事前に説明会・交流会を開催した。基礎研修Ⅲについては北陸三県で共催しており、各県は、担当科目の運営と修了評価、自県受講者の事務管理や連絡調整を行っている。

① 基礎研修Ⅰ 申込者数 15 名 修了者数 14 名

科目	開催日	会場	受講者数	講師
社会福祉士会独自研修 ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	2024 年 10 月 5 日	富山県民会館	14 名	清水剛志 北滝めぐみ氏
権利擁護・法学系科目Ⅰ	12 月 7 日	富山県民会館	18 名	北滝めぐみ氏

② 基礎研修Ⅱ 申込者数 17 名（表の受講者数は再履修者や他県振替受講者があり一致しない） 修了者数 16 名

科目	開催日	会場	受講者数	講師
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	2024 年 5 月 18 日	オンライン	11 名	相山馨
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	6 月 15 日	富山市総合社会 福祉センター	15 名	竹林久留美氏
地域開発・政策系科目Ⅰ	7 月 6 日	富山県民会館	12 名	後平智孝
地域開発・政策系科目Ⅰ	8 月 17 日	富山市総合社会 福祉センター	17 名	後平智孝
人材育成系科目Ⅰ	10 月 19 日	富山県教育文化 会館	15 名	萩原美紀子
権利擁護・法学系科目Ⅰ	11 月 9 日	富山市総合社会 福祉センター	16 名	柴田稔氏
権利擁護・法学系科目Ⅰ	12 月 14 日	オンライン	16 名	岡本達也
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	2025 年 1 月 18 日	富山県民会館	16 名	山下千浪氏
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	2 月 15 日	富山市総合社会 福祉センター	16 名	山下千浪氏

③ 基礎研修Ⅲ 申込者数 11 名（表の受講者数は富山県、石川県、福井県受講者の総数）
修了者数 10 名

科目	開催日	運営担当県	受講者数	講師
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	2024 年 5 月 19 日	福井県		
実践評価・実践研究系科目Ⅰ ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	6 月 22 日	福井県		
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	7 月 20 日	福井県		
権利擁護・法学系科目Ⅰ	8 月 18 日	富山県	26 名	酒井誠
地域開発・政策系科目Ⅰ	9 月 14 日	石川県		
サービス管理・経営系科目Ⅰ	10 月 12 日	石川県		
サービス管理・経営系科目Ⅰ	11 月 16 日	石川県		
人材育成系科目Ⅰ	12 月 15 日	富山県	26 名	相山馨
地域開発・政策系科目Ⅰ	2025 年 2 月 15 日	石川県		

④基礎研修オンライン説明会・交流会

対象者	開催日	開催方法	参加人数
基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲ受講者	2024 年 5 月 9 日	オンライン	8 名

（２）生涯研修委員会の開催

基礎研修の円滑な運営を図るため、生涯研修委員会を開催した。

回数	開催日	会場	参加人数
第 1 回	2024 年 7 月 1 日	オンライン	5 名
第 2 回	2025 年 1 月 18 日	富山県民会館	4 名

（３）北陸三県生涯研修担当者会議への参加

回数	開催日	開催方法	参加人数
第 1 回	2024 年 11 月 26 日	オンライン会議	2 名

（４）全国会議への参加

①全国生涯研修委員会会議への参加（主催：日本社会福祉士会）

回数	開催日	開催方法	参加人数
第 1 回	2024 年 5 月 12 日	オンライン会議	1 名
第 2 回	9 月 28 日	会場参集（東京都）	1 名

②生涯研修センター協議会への参加（主催：日本社会福祉士会、東海北陸ブロック代表として）

回数	開催日	開催方法	参加人数
第 1 回	2024 年 6 月 30 日	オンライン会議	1 名
第 2 回	10 月 27 日	オンライン会議	1 名

3 権利擁護委員会

権利擁護センターぱあとなあ富山は、登録者 62 名のうち 51 名が受任し、全体の受任件数は 283 件となった（2025 年 1 月末現在）。2024 年度は、候補者の推薦依頼件数 96 件に対して 52 件の推薦を行った（辞退件数 44 件）。候補者のなり手不足が深刻化している。第二期成年後見制度利用促進基本計画の動向を踏まえ、昨年続き、専門職団体として家庭裁判所の協議会や中核機関の各種委員会へ出席し、地域における権利擁護体制の構築に向けて話し合った。

また、虐待対応専門職チームの派遣については、令和 5 年度から富山県の委託を受け「権利擁護対応相談窓口」として、市町村を対象とした相談対応・アドバイザー派遣を行った。

（1）ぱあとなあ富山 ※再掲あり

①【定例会・交流会・意見交換会】※オンライン開催含む

事業内容	開催日	会 場	参加人数
県東部定例会	2024 年 4 月 27 日、5 月 20 日、 6 月 17 日、7 月 15 日、 8 月 19 日、9 月 16 日、 10 月 21 日、11 月 18 日 2025 年 1 月 20 日、2 月 17 日、 3 月 16 日、 計 11 回	富山市総合 社会福祉セ ンター	4 ～10 名
県西部定例会	2024 年 4 月 15 日、5 月 25 日、 6 月 22 日、7 月 27 日、 8 月 19 日、9 月 28 日、 10 月 26 日、11 月 30 日 2025 年 1 月 25 日、3 月 28 日 計 10 回	高岡市社会 福祉協議会	4 ～10 名
ぱあとなあ北陸ブロック 三県会議	2024 年 12 月 16 日	オンライン 会議	富山県か ら 3 名
後見実務運用改善等協議会 家事関係機関との連絡協議会	2025 年 1 月 24 日	富山家庭裁 判所	ぱあとな あ富山 から 2 名

②【研修会・研究会】

事業内容	開催日	会 場	参加人数
成年後見活用実務セミナー ※赤い羽根共同募金助成事業	2025 年 1 月 16 日	オンライン 研修	70 名
人材育成研修（委託集合研修） ※石川県・福井県・富山県共催 （主管団体は石川県）	2024 年 9 月 21 日、10 月 19 日、 11 月 16 日、12 月 21 日 計 4 回	オンライン 及び集合 研修	富山県か らは 12 名)
名簿登録研修	2025 年 2 月 16 日	富山県民会館	9 名
フォローアップ研修	2025 年 3 月 15 日	射水市救急 薬品市民交 流プラザ	30 名

③【相談員（助言者）派遣】

事業内容	開催日	会 場	件数
ぱあとなあ専用携帯による一般 電話相談	随時		相談 37 件程
射水市主催 「成年後見制度相談会」 各回 1 名派遣	2024 年 6 月 26 日 9 月 25 日 12 月 25 日 2025 年 3 月 26 日 計 4 回	射水市役所	各回 0 ～ 2 件程度
氷見市手をつなぐ育成会主催 「成年後見相談会」 各回 2 名派遣	2024 年 9 月 10 日 2025 年 2 月 18 日 計 2 回	氷見市役所	4 件
介護の日フェスティバル 2 名派遣	2024 年 11 月 4 日	ファボーレ	1 件
成年後見講演会・成年後見相談会	2024 年 10 月 20 日	富山市社会福祉協議 会	2 件
リーガルサポート富山県支部 主催「成年後見無料相談会」	2024 年 9 月 14 日 15 日 計 2 回	富山県民会館	2 件 1 件

④【講師派遣】

事業内容	開催日および依頼先	参加人数
「高齢者障がい者の権利擁護の ための出前講座」 （成年後見制度・日常生活自立支 援事業活用啓発事業：富山県社会 福祉協議会共催事業） 各回 1 名派遣 ※赤い羽根共同募金助成事業	2024 年 8 月 21 日 豊田地域包括支援センター 10 月 16 日 針原地域包括支援センター 12 月 13 日 氷見市地域包括支援センター 12 月 13 日 広田地域包括支援センター 12 月 16 日 上市町地域包括支援センター 2025 年 1 月 7 日 氷見市 萬葉の杜福祉会	各回 10～40 名

事業内容	開催日および依頼先	参加人数
呉西地区成年後見センター 市民後見人講座 6名の講師を派遣	2024年 7月2日、7月5日、7月9日、7月12日、 7月16日、7月19日	8名程
フォローアップ研修 各回1名の講師を派遣	2024年11月8日、11月18日	15名程
ぱあとなあ富山による出前講座	2024年 8月25日 和敬会 11月25日 ケアサポート庄川 12月5日 大山地域包括支援センター 12月9日 成年後見制度利用促進研修会 2025年 3月5日 富山市社会福祉協議会	各回 10～40 名
魚津市市民後見人養成講座 のべ5名の講師を派遣	2024年12月16日、12月19日、12月23日 計3回	各回 約10名

⑤【活動審査・業務監査・受任者支援】

事業内容	開催日	会 場	参加人数
活動報告書審査（一次審査）	2024年6月6日	射水市救急薬品市民交流プラザ	4名
業務監査委員会（二次審査） ※詳細は（2）業務監査委員会を参照	2025年3月10日	富山県民会館	8名

⑥【ぱあとなあ富山運営】

事業内容	開催日	会 場	参加人数
後見部会	2024年6月6日	射水市救急薬品市民交流プラザ	5名
ぱあとなあ富山運営委員会	理事会に併せて開催		

⑦【都道府県ぱあとなあ連絡協議会等への出席】 ※再掲あり

事業内容	開催日	会 場	参加者
都道府県ぱあとなあ連絡協議会	2024年7月28日 11月10日	オンライン会議 東京	5名 1名

2025 年 2 月報告 活動状況

2025 年 2 月報告 (新規・更新者)	現在の活動の 有無 (2025 年 1 月 31 日現在)
登録者	受任者
62	51
(前回 57 名)	(前回 45 名)

受任者 (内訳)	20 件以上	1 名 (前回 1)
	15～19 件以上	3 名 (前回 2)
	10～14 件以上	7 名 (前回 7)
	5～9 件	10 名 (前回 8)
	2～4 件	16 名 (前回 18)
	1 件	14 名 (前回 9)
		計 51 名

累計件数									(単位：件)		
法定後見			後見監督人・ 任意後見監督人			任意後見人			合計		
これまでの受 任数①	終了・ 辞任数 ②	現在の 活動数 ③＝① －②	これまでの受 任数①	終了・ 辞任数 ②	現在の 活動数 ③＝① －②	これまでの受 任数①	終了・ 辞任数 ②	現在の 活動数 ③＝① －②	これまでの受 任数 合計	終了・ 辞任数 合計	現在の 活動数 合計
506	226	280	9	6	3	3	3	0	518	235	283
(前回) 455	202	253	8	5	3	3	2	1	466	209	257

現在の受任件数 内訳											(単位：件)
法定後見			監督人				任意後見				合計
後見	保佐	補助	後見 監督	保佐 監督	補助 監督	任意 後見 監督	任意後 見契約 のみ	任意後 見＋任 意代理	任意後 見人と 活動中	任意代 理のみ 締結	
202	64	14	1	1	1	0	0	0	0	0	283
(前回) 183	55	15	1	1	1	0	0	1	0	0	257

※2024 年 2 月報告より「活動報告システム（ネットワーク経由での報告）」を導入した関係で多少の誤差が生じている。例）終了・辞任件数の減少など

(2) 業務監査委員会

ばあとなあ富山名簿登録者が提出した活動報告書の二次審査として実施した。主に受任者支援のあり方について検討した。

開催日：2025 年 3 月 10 日

会 場：富山県民会館

出席者：外部委員 3 名（※） 含め 8 名

※有澤和毅委員（弁護士）、岩城小百合委員（精神保健福祉士）、
水原延幸委員（司法書士）

(3) 虐待対応部会

①高齢者・障害者虐待対応専門相談事業（専門職チームの派遣）

事業内容	開催日および依頼先	派遣人数
高齢者・障害者に関する虐待体 応判断会議や研修会等に専門職 (弁護士及び社会福祉士)を派遣 した	2024 年	
	7 月 5 日 立山町	2 名
	8 月 8 日 富山県	1 名
	8 月 9 日 富山市・地域包括支援センター	2 名
	8 月 20 日 富山市・地域包括支援センター	8 名
	9 月 2 日 富山県	8 名
	9 月 10 日 富山県	7 名
	9 月 17 日 富山県	7 名
	10 月 16 日 富山県	2 名
	10 月 21 日 富山県	2 名
	10 月 28 日 富山県	3 名
	11 月 5 日 富山県	3 名
	11 月 12 日 立山町	2 名
	11 月 19 日 立山町	2 名
	2025 年	
	1 月 20 日 富山県	3 名
	2 月 20 日 滑川市	1 名
	2 月 26 日 立山町	2 名
	3 月 11 日 立山町	2 名

②会議・研修会

事業内容	開催日	会 場	参加人数
権利擁護対応相談窓口連携会議	2024 年 7 月 22 日 2025 年 3 月 25 日 計 2 回	富山県教育文化 会館(オンライ ン併用)	18 名 13 名
専門職チーム定例会	2024 年 12 月 10 日 2025 年 3 月 25 日 計 2 回	オンライン	15 名 13 名
専門職チーム研修会	2024 年 7 月 22 日	富山県教育文化 会館(オンライ ン併用)	18 名

4 子ども家庭支援委員会

(1) スクールソーシャルワーカー活動支援

スクールソーシャルワーカー活用事業において富山県教育委員会、富山市教育委員会に現任スクールソーシャルワーカーの活動支援や新任スクールソーシャルワーカーの紹介を行った。また、富山県及び富山市のいじめ問題対応に関する委員として派遣を行うとともに、社会福祉士のスクールソーシャルワーカーとしての活動を支援し、事例検討及び研修会を行った。

① 事例研究検討会・研修会

事業内容	開催日	会 場	参加人数
事例研究検討	2024 年 7 月 19 日、10 月 18 日 2025 年 2 月 25 日 計 3 回	高岡市役所	7 ～ 8 名

5 ソーシャルワーク委員会

社会福祉士は地域共生社会の実現における中心的な役割を担う専門職として位置づけられていることから、多様で複雑な対象者のニーズに対応する専門性を高めるとともに、効果的なソーシャルワーク実践を展開できる知識や技術を身につけるための「ソーシャルワーク研修会」を開催した。

また、本会とソーシャルワークを共通基盤として活動している富山県医療ソーシャルワーカー協会、富山県精神保健福祉士協会とともに「ソーシャルワーク三団体合同研修」を開催し、ソーシャルワーカーとしての連携を図り、県内におけるソーシャルワーク専門職のネットワークの構築に努めた。

(1) ソーシャルワーク研修会（※赤い羽根共同募金助成事業）

事業内容	開催日	参加人数
第 1 回「包括的な支援体制の構築と相談支援～これから求められるソーシャルワーカーの役割～」 講師 同志社大学 永田祐 氏	2024 年 12 月 22 日	22 名
第 2 回「今こそ社会福祉士の倫理綱領・行動規範・意思決定支援のあり方を再確認～ ソーシャルワーカーとしての日々の実践を見つめ直してみませんか ～」 講師 東洋大学 高山直樹 氏	2025 年 1 月 25 日	21 名

(2) ソーシャルワーク三団体関連

①2024 年度富山県ソーシャルワーカーデー（主管団体：富山県精神保健福祉士協会）

開催日：2024 年 7 月 15 日

テーマ：「ソーシャルワーカーと被災地支援」

参加者：86 名（内訳：社会福祉士会 23 名、精神保健福祉士協会 10 名、医療ソーシャルワーカー協会 17 名、一般 7 名、学生 29 名）

②2024 年度富山県ソーシャルワーク三団体合同研修会

（主管団体：富山県精神保健福祉士協会）

開催日：2025 年 3 月 2 日

テーマ：「ソーシャルワーカーのアセスメント技術を高めよう」

講 師：京都府立大学 名誉教授 中村佐織氏

参加者：66 名（内訳：社会福祉士会 30 名、精神保健福祉士協会 16 名、医療ソーシャルワーカー協会 20 名）

6 災害対策委員会

日本社会福祉士会の災害対応ガイドラインに基づき、富山県総合防災訓練への出展やフォーラムを開催し、行政や民間団体との連携を推進した。

また、令和6年1月1日に発災した能登半島地震においては、日本社会福祉士会、石川県社会福祉士会と連携して会員による災害現地支援は現在も継続中である。

(1) 富山県総合防災訓練への参加、展示ブース開設

日 時：2024年9月29日8:30～12:00

会 場：黒部市総合公園

内 容：初動の伝達訓練、現地参集訓練、広報活動

約8名参加、展示ブース来訪者約200名

(2) 公民連携 地域防災フォーラム（※赤い羽根共同募金助成事業）

日 時：2024年12月18日16:00～18:00

会 場：富山県防災危機管理センター

内 容：行政、県社協、JCなどとの連携について事例を交えて協議 約20名参加

(3) 富山県及び日本社会福祉士会、富山県社会福祉協議会などとの連携

富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会、日本社会福祉士会主催都道府県社会福祉士会災害担当者会議に岡本理事が出席し、連携をはかった。

※再掲あり

月 日	会議等	主催者	出席者
2025年 3月9日	都道府県社会福祉士災害担当者会議 (オンライン)	日本社会福祉士会	岡本達也
3月27日	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	岡本達也

(4) 能登半島地震への対応

日本社会福祉士会、石川県社会福祉士会が取り組む被災者・見守り支援などに会員が参加し支援活動を実施中である。

また、定時社員総会に合わせて能登半島地震支援募金を行ったところ、19,544円の募金があった。募金は、日本社会福祉士会を通じて被災地支援に活用してもらった。

7 刑事司法福祉委員会

触法者更生の支援を図るため、弁護士会や他団体と連携し、生活困窮や再雇用などについて支援体制を整備することを目的とし、触法者の社会を取り巻く環境や他者との関係性を調査研究した。

また、障害を持つひとや高齢者が罪を犯したとき、”更生支援計画”の作成を社会福祉士が求められることとなった。当事者の人権に主眼を置きながら、これらの問題について理解することが必要と考え、勉強会を行った。

事業内容	開催日	参加人数
刑事司法における人権について考える勉強会	2025 年 1 月 18 日	11 名
	2 月 15 日	10 名
	3 月 15 日	10 名

8 総合企画委員会

2024 年度より各委員会にまたがる取組みや現在の委員会内容以外の新規事業に対応するため「総合企画委員会」を新設したところである。行政機関等との連携を図り、次の事業・プロジェクトを推進した。

(1) 富山県からの子どもアドボケイト事業

児童福祉法に基づく 6 機関へ研修を受けたアドボケイト 9 名を派遣した。

定期訪問 14 回 児童への聞き取り 11 回 延べ支援員数 33 人

臨時訪問 164 回 児童への聞き取り 4 回 延べ支援員数 41 人

公開研修会 2025 年 2 月 22 日 水谷 修 氏 県民会館 401 号室 約 250 人参加
月 1 回定例研修会をオンライン開催

(2) 富山県地域定着支援センターとの連携

2024 年 12 月 11 日 富山県地域定着支援センターとの連携会議に出席

(3) その他

①若年層の社会福祉士が取り組む B B S 活動支援

②自治体、各種団体、富山県議会等に対する要望、要請等の活動 など実施

9 倫理・苦情解決委員会

本会会員が専門職として常に倫理綱領や行動規範を踏まえた実践活動が行えるよう支援するとともに、苦情への適切な解決を図るための苦情解決委員会に第三者委員として顧問弁護士を委嘱し苦情解決機能を強化した。

実施内容	開催数
倫理綱領・行動規範に関する研修	年 1 回
苦情解決委員会の開催	2 回開催

第 2 号議案 2024 年度収支決算

1 2024 年度決算報告

第 1 7 期

決 算 報 告 書

自：令和 6 年 4 月 1 日
至：令和 7 年 3 月 31 日

〒939-0341
富山県射水市三ヶ 579
富山福祉短期大学内

一般社団法人 富山県社会福祉士会
(法人番号：7230005007696)

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	4,691,000	4,620,000	71,000
4141 正会員受取会費	4,691,000	4,620,000	71,000
事業収益	2,590,370	2,578,770	11,600
4115 生涯研修事業収入	741,000	790,000	-49,000
4116 研修受講料収入	170,000	140,000	30,000
4117 国家試験対策事業収入	325,370	366,970	-41,600
4119 ぱあとなあ事業収入	1,042,000	954,800	87,200
4114 赤い羽根共同募金助成金	312,000	327,000	-15,000
都道府県受託金収益	5,494,741	1,056,848	4,437,893
4120 権利擁護相談窓口事業受託金収入	1,339,129	1,056,848	282,281
4124 総合企画事業受託金収入	4,155,612		4,155,612
受取負担金	0	125,000	-125,000
4171 受取負担金		125,000	-125,000
雑収益	26,353	200,121	-173,768
4191 受取利息	6,353	121	6,232
4193 雑収益	20,000	200,000	-180,000
経常収益計	12,802,464	8,580,739	4,221,725
(2) 経常費用			
事業費	7,939,479	3,722,265	4,217,214
5111 会議費	41,332	58,586	-17,254
5113 研修費	113,200	19,000	94,200
5115 謝金	4,767,175	1,835,150	2,932,025
5116 旅費交通費	515,830	304,834	210,996
5118 通信運搬費	443,444	151,157	292,287
5119 消耗品費	752,402	522,338	230,064
5121 印刷製本費	240,909	164,085	76,824
5126 接待交際費	8,000		8,000
5124 賃借料	584,484	413,665	170,819
5127 租税公課	5,600	800	4,800
5128 支払負担金	256,653	219,000	37,653
5133 雑費		10,000	-10,000
5136 支払手数料	210,450	23,650	186,800
管理費	4,592,992	4,114,829	478,163
5142 給料手当	1,965,257	1,887,320	77,937
5144 法定福利費	13,741	5,762	7,979
5145 会議費	70,945	101,529	-30,584
5146 旅費交通費	249,438	8,560	240,878
5147 通信運搬費	791,524	782,408	9,116
5150 消耗品費	37,486	33,294	4,192
5152 印刷製本費	574,122	480,393	93,729
5155 賃借料	536,864	517,828	19,036
5157 保険料	4,300	4,300	0
5158 租税公課		10,600	-10,600
5161 支払手数料	172,315	187,835	-15,520
5162 雑費	37,000	15,000	22,000
5165 業務委託費	140,000	80,000	60,000
経常費用計	12,532,471	7,837,094	4,695,377
当期経常増減額	269,993	743,645	-473,652
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	269,993	743,645	-473,652
当期一般正味財産増減額	269,993	743,645	-473,652
一般正味財産期首残高	11,609,652	10,866,007	743,645
一般正味財産期末残高	11,879,645	11,609,652	269,993
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	11,879,645	11,609,652	269,993

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
0002現金預金	13,654,067	2112未払金	1,568,705
1113普通預金	13,654,067	2123未返還金	338,000
1123未収金	200,941	2115預り金	158,658
1124前払金	90,000		
流動資産 合計	13,945,008	流動負債合計	2,065,363
【固定資産】		正味財産の部	
(1)基本財産		【正味財産】	
(2)特定財産		一般正味財産	11,879,645
(3)その他固定資産		正味財産の部合計	11,879,645
資産の部合計	13,945,008	負債及び正味財産合計	13,945,008

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	13,945,008	【流動負債】	2,065,363
0002現金預金 13,654,067		2112未払金 ・ワークハウス連帯他 (令和6年度事業費等) 1,568,705	
・北陸銀行本店 8,889,904			
・北陸銀行本店 (こどもの意見) 247,452			
・ゆうちょ銀行 (会費) 4,489,786		2123未返還金 ・(福) 富山県共同募金会 (令和6年度事業助成金返還金) 338,000	
・ゆうちょ銀行 (統一模擬試験) 26,925			
1123未収金 ・富山県(権利擁護対応窓口設置運営事業) 200,941		2115預り金 ・源泉徴収所得税 158,658	
・富山県(こどもの意見表明等支援事業)			
1124前払金 ・富山福祉短期大学 (事務局員駐車場代) 90,000			
		負 債 合 計	2,065,363
資 産 合 計	13,945,008	差 引 正 味 財 産	11,879,645

2 監査報告

監 査 報 告 書

令和7年5月13日

一般社団法人富山県社会福祉士会
会 長 清 水 剛 志 様

監 事 寺岡栄一



監 事 岡本久子



私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における会計及び業務の監査を行いました。

その結果について、次の通り報告いたします。

1. 会計監査について、会計帳簿並びに関係書類を閲覧・照合した結果、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載の金額と一致し、当会の収支状況及び財産状態を正しく表示していると認めます。
2. 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類を閲覧した結果、事業報告書は当会の事業の執行状況を正しく表示していると認めます。

以 上

第 3 号議案 役員改選

2025年度の役員を「一般社団法人富山県社会福祉士会役員（案）」のとおり定めたいので決議を求めます。

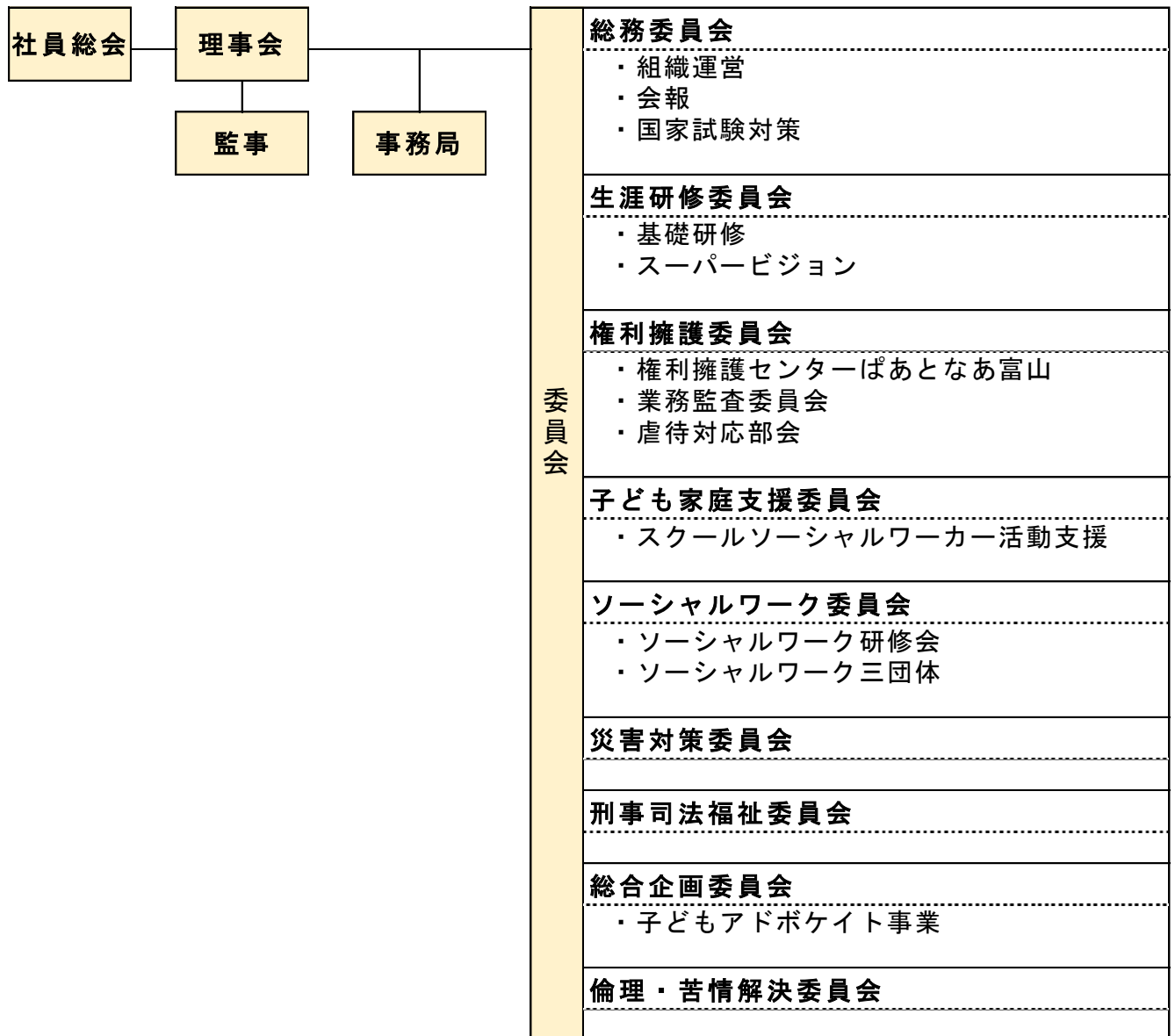
一般社団法人富山県社会福祉士会 役員（案）（任期 2025 年度～2026 年度）

No.	役職名	氏 名	所 属
1	理事	相山 馨	富山国際大学
2	理事	石崎真由子	砺波市役所
3	理事	岩崎 久憲	まるまる居宅介護支援事業所
4	理事	浦本 容子	とも社会福祉士事務所
5	理事	岡本 達也	一般社団法人富山県社会福祉士会
6	理事	片岡 慎也	オフィスカタオカ合同会社 かたおかケアマネジャー事務所
7	理事	栗原 有紀	社会福祉法人慶寿会 特別養護老人ホームのりみね苑
8	理事	酒井 誠	一般社団法人ゆい社会福祉士共同事務所
9	理事	清水 剛志	しみず社会福祉士事務所
10	理事	永野 美江	一般社団法人ときわ社会福祉士共同事務所
11	理事	中山 光明	医療法人社団桑山会 長寿苑
12	理事	萩原美紀子	かみいち総合病院
13	理事	原田 恭輔	社会福祉法人あしつき あしつきふれあいの郷

（任期 2025 年度～2028 年度）

14	監事	岡本 久子	社会福祉法人くるみ
15	監事	寺岡 栄一	社会福祉法人射水福祉会

一般社団法人 富山県社会福祉士会 運営組織図



(参考資料 1)

一般社団法人 富山県社会福祉士会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人富山県社会福祉士会と称する。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を富山県射水市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第 3 条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする富山県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉の援助を必要とする富山県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 社会福祉施設及び福祉サービスの機能と質の向上並びにこれらの評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第 6 条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 60 条第 2 項の機関として、理事会及び監事を置く。

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般法人法上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。第 28 条の規定により社会福祉士として現に登録されている者であり、富山県内に住所又は勤

- 務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

- (1) 苦情を申し立てられ、又は綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者
- (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者
- (3) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき。
- (5) 社団法人日本社会福祉士会の会員資格を喪失したとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができ

ない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会 (種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、12名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 役員の選任に関する事項は、規則で定める。

4 監事は、当法人又はその法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同種団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常任理事は、当法人の常務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常任理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

- 5 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、その職務をおこなわなければならない。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 7 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常任理事の選任並びにこれらの者の解任

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第 3 3 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 3 8 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 4 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第 3 9 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び一般法人法第 1 0 1 条第 3 項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は一般法人法第 1 0 1 条第 2 項に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 4 0 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第 4 1 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち1名以上が署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第46条 当法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産となる基本財産を定めることができる。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類について監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 第1項の規定により報告された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動報告の状況並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第53条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(必要な事項の委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第58条 当法人は、当法人に財産を贈与し若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第59条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

(附則)

平成21年2月15日

(附則)

平成24年5月26日

(附則)

平成25年6月1日

(参考資料 2)

一般社団法人富山県社会福祉士会 文書取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）における文書等の事務取扱に関して基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文章等 文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等によって作られた記録）をいう。
- (2) 発信公文書 本会名で発信・発送される公文書をいう。
- (3) 受信公文書 本会名または本会会長名、事務局長名等役職者あてに発信され本会が受信した公文書をいう。

(文書等の作成の原則)

第3条 事務処理は、次の各号に掲げる場合を除き、文書等を作成することを原則とする。ただし、第1号に掲げる場合においては、事後に文書等の作成をするものとする。

- (1) 意思決定と同時に文書等を作成することが困難である場合
- (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合

(文書等の取扱いの原則)

第4条 文書等は、事務が能率的に処理されるように正確、かつ、迅速に取り扱わなければならない。

(帳簿)

第5条 公文書の取り扱いに必要なものとして、次の各号に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 発信公文書台帳
- 2 帳簿は、年度ごとに更新するものとする。

(公文書の管理)

第6条 発信公文書は、ファイル若しくは電磁媒体によって適切に保管されなければならない。

- 2 前項のファイルは年度ごとに整理保存するものとする。
- 3 公文書の管理責任者は事務局長とする。

(文書の作成方法)

第7条 本会が作成する文書は、特に指定がない場合には左横書きとする。

- 2 本会規程類の作成方法については、別に定める。

(年号の表記方法)

第8条 本会が年号または年度を表記する場合は、原則として西暦で表記するものとする。

(発信公文書番号)

第9条 発信公文書には、発行年月日及び文書の分類番号（以下「発信公文書番号」という。）を付さなければならない。ただし、内容が軽微なものについては、この限りでない。

2 発信公文書番号は、発行した年度を識別でき、なおかつその年度内において時系列的に採番される形式とする。

(発信公文書の合議)

第10条 発信公文書は必要に応じて理事会にて協議し、最終の合議は会長及び事務局長とする。

2 前項の規定にかかわらず、合議を行いがたい事案については、文書による協議等の方法をもって、合議に替えることができる。

(発信公文書写しの保管)

第11条 事務担当者は、発信公文書の写しを保管しなければならない。

(文書等の保存期間)

第12条 文書等の保存期間は、次によるものとする。

永久保存

- (1) 定款、設立許可書及び定款変更の認可書
- (2) 総会、理事会に関する書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 予算及び決算に関する書類
- (5) 財産に関する書類
- (6) 契約に関する書類
- (7) 証明に関する書類

10年保存

- (1) 役員に関する書類
- (2) 会計帳簿及び書類
- (3) 重要な調査に関する書類
- (4) 正会員に関する書類

5年保存

- (1) 業務に関する書類
- (2) 発信公文書に関する書類
- (3) その他の書類

2 研修レポートの保存期間は当該研修が終了した翌年度末までとする。

(文書等の保存方法)

第13条 文書等の保存は、原則として紙媒体若しくは電磁媒体によることとする。

(廃棄等)

第14条 文書等が第12条に規定する保存期間を経過したときは、総務委員が不用とする決定（以下「不用決定」という。）を行うものとする。ただし、保存期間が5年を超えた文書等にあつては、あらかじめ事務局長に協議するものとする。

2 永久保存以外の文書等であつて保存期間を経過しない文書等であり、保存の必要がないと認められるものについては、事務局長が会長の承認を得て不用決定を行うことができるものとする。

3 第1項及び第2項の規定により不用決定を行ったときは、速やかにこれを廃棄しなければならない。この場合において、他に内容を知られること等により支障を生ずると認められる文書等については焼却、溶解、裁断、消去等の適切な方法で行うものとする。

(改廃)

第15条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は2024年9月27日から施行する。

< M E M O >

一般社団法人富山県社会福祉士会

〒939-0341 富山県射水市三ヶ579

TEL/FAX 0766-55-5572

URL <http://toyama-csw.org/>